

議第13号

令和3年度京都市水道事業特別会計予算

(総則)

第1条 令和3年度京都市水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

事 項	区 分	事 業 量	概 要
年間総給水量		176,819,000 ^{m³}	
1日最大給水量		509,000	
1日平均給水量		484,000	
期首使用者数		787,800 ^件	
期末使用者数		790,300	
増加見込数		2,500	
主要な建設改良事業		千円	
水道整備事業		19,800,000	
水道管路の改築更新・地震対策		14,250,000	老朽化した配水管の更新等
水道施設の改築更新・地震対策		5,550,000	浄水場施設の改築更新及び地震対策

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	34,574,000千円
第1項 営業収益	31,422,961千円
第2項 営業外収益	3,151,039千円

支 出

第1款 水道事業費用	30,613,000千円
第1項 営業費用	26,651,275千円
第2項 営業外費用	3,961,725千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額18,977,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,648,205千円、当年度利益剰余金処分額及び損益勘定留保資金等17,328,795千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	16,963,000千円
第1項 企業債	12,784,000千円
第2項 出資金	1,702,500千円
第3項 国庫補助金	929,991千円
第4項 工事負担金	330,783千円
第5項 加入金	451,490千円
第6項 基金収入	722,737千円
第7項 その他資本的収入	41,499千円

支 出

第1款 資本的支出	35,940,000千円
第1項 建設改良費	20,883,492千円
第2項 企業債償還金	13,614,795千円
第3項 投資	1,355,183千円
第4項 その他資本的支出	86,530千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のと

おりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水 道 整 備 事 業	令和3年度から令和6年度まで	千円 14,165,000
諸 施 設 整 備	令和3年度及び令和4年度	230,000
諸 施 設 修 繕	令和3年度及び令和4年度	100,000
施 設 運 転 管 理 等 業 務	令和3年度から令和6年度まで	434,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
水 道 建 設 改 良 費	千円 8,500,000	発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額	証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)又は消費貸借の方法による。 8.0以内ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	% 起債の日から据置期間を含め40年以内に、元金均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によつては、繰上償還をすることができる。
計	8,500,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次の

とおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(利益剰余金の処分)

第9条 当年度利益剰余金のうち1,662,667千円は、次のとおり処分するものと定める。

建設改良積立金 1,662,667千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、500,000千円と定める。

(重要な資産の処分)

第11条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

処分する資産

種類	名称	数量	処分の態様
土地	旧九条山浄水場跡地 京都市山科区日ノ岡夷谷町17番66 ほか	11,008.81 ^{m²}	売 払 い

令和3年2月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作